第二百八号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三四、九〇〇」を「三六、一〇〇」に、「七〇二、〇〇〇」を「七二五、〇〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一二、一〇〇」に、「二五、四〇〇」を「二六、二〇〇」に、「五一二、〇〇〇」を「五二九、〇〇〇」に、「八、七〇〇」を「九、〇〇〇」に、「二三、四〇〇」を「二四、二〇〇」に、「四七七、〇〇〇」を「四九三、〇〇〇」に、「七、八〇〇」を「八、一〇〇」に改め、同表備考中「額は」の下に「、給与条例第十条に規定する扶養手当に相当する報酬の額、給与条例第十一条の三に規定する住居手当に相当する報酬の額」を加える。

別表三中「一八、五〇〇円」を「一九、一〇〇円」に、「三七七、〇〇〇円」を「三八九、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「三二八、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表備考中「額は」の下に「、給与条例第十条に規定する扶養手当に相当する報酬の額、給与条例第十一条の三に規定する住居手当に相当する報酬の額」を加える。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一備考及び別表三備考の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

２　この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例別表一の規定（備考を除く。）は、令和八年四月一日から適用

する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬の限度額等を改定する必要がある。